

米代川国有林の地域別の森林計画書
(一斉変更)
(米代川森林計画区)

計画期間 自 平成20年4月1日
至 平成30年3月31日

東北森林管理局

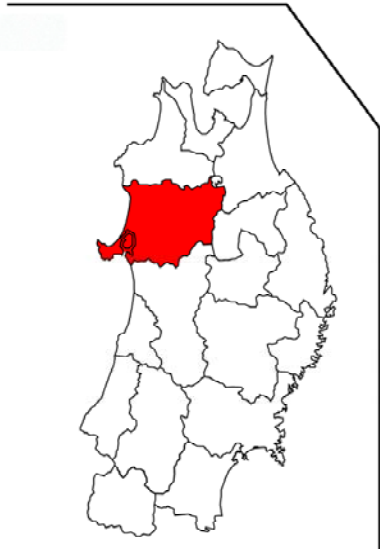
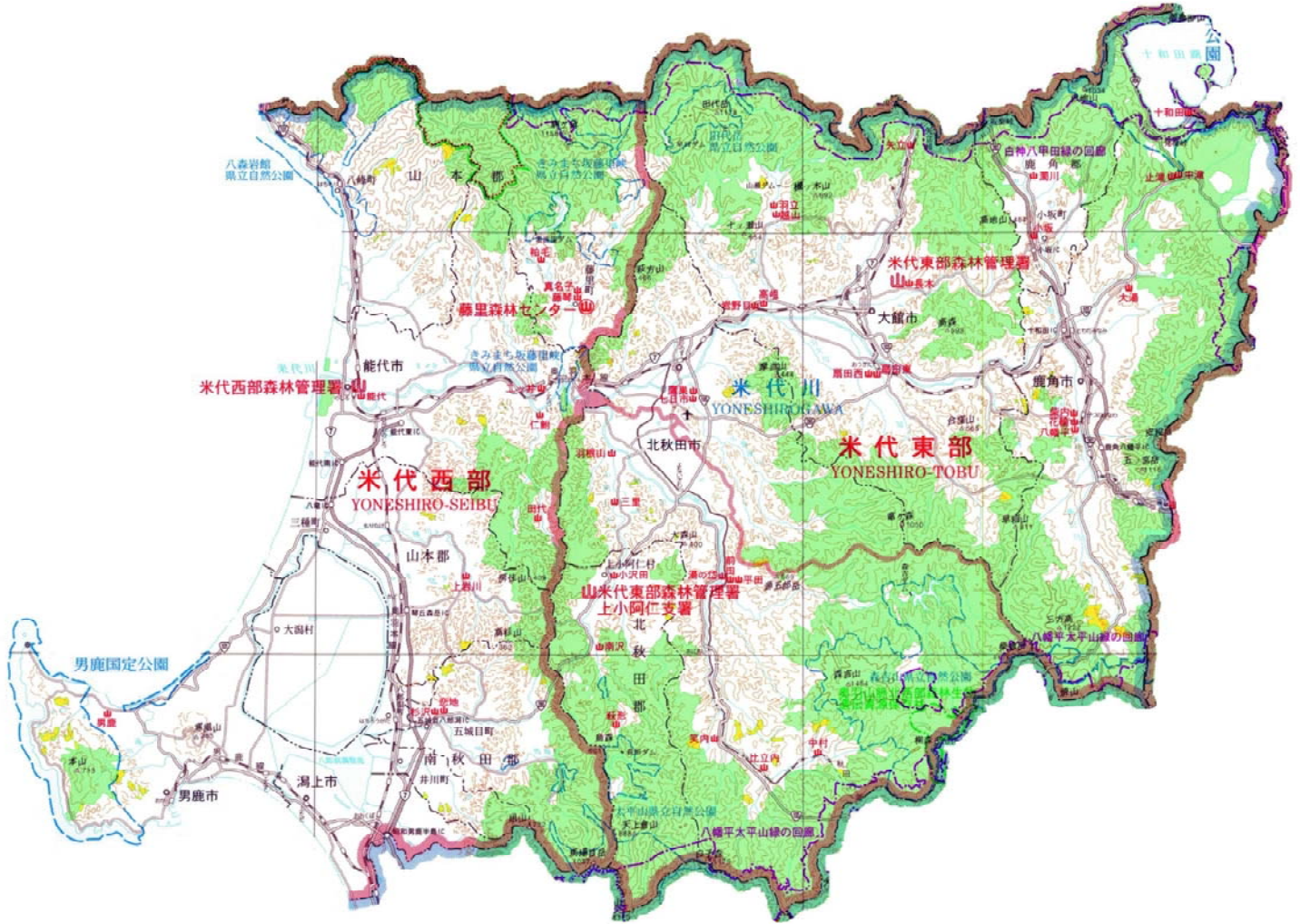
米代川国有林の地域別の森林計画の変更理由



森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（平成23年4月22日公布）に伴い、同法附則第4条第1項に規定する現行の米代川国有林の地域別の森林計画（平成19年度樹立）を変更する。

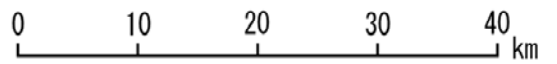
（参考）森林法附則第4条第1項

森林管理局長は、平成23年12月31日までに、新法第7条の2の規定の例により、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に旧法第7条の2の規定によりたてられている森林計画（平成19年4月1日とその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成24年4月1日にその効力を生ずるものとする。

米代川森林計画区的位置図



	国有林野
	官行造林



目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況 -----	1
(1)	位 置 -----	1
(2)	自然的背景 -----	1
(3)	社会経済的背景 -----	2
2	計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	3
II	計 画 事 項	
第1	計画の対象とする森林の区域 -----	4
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
(1)	森林の整備及び保全の目標 -----	5
(2)	森林の整備及び保全の基本方針 -----	6
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	9
第3	森林の整備に関する事項 -----	10
1	森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	10
(2)	立木の標準伐期齢 -----	11
(3)	その他必要な事項 -----	11
2	造林に関する事項 -----	11
(1)	人工造林に関する基本的事項 -----	11
(2)	天然更新に関する基本的事項 -----	12
(3)	その他必要な事項 -----	13
3	間伐及び保育に関する基本事項 -----	13
(1)	間伐の標準的な方法 -----	13
(2)	保育の標準的な方法 -----	13
(3)	その他必要な事項 -----	14
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	14
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 -----	14

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	15
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の 開設及び改良に関する基本的な考え方	15
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	15
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	16
(4)	その他必要な事項	16
6	森林施業の合理化に関する事項	16
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	16
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	17
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	17
第4	森林の保全に関する事項	18
1	森林の土地の保全に関する事項	18
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	18
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	18
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	19
2	保安施設に関する事項	19
(1)	保安林の整備に関する事項	19
(2)	保安施設地区に関する事項	19
(3)	治山事業に関する事項	19
(4)	その他必要な事項	20
3	森林の保護等に関する事項	20
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	20
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	20
(3)	林野火災の予防の方針	20
(4)	その他必要な事項	20
第5	計画量等	21
1	伐採立木材積	21
2	間伐面積	21
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	21
4	林道の開設又は拡張に関する計画	22

5	保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	28
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	28
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 --	29
(3)	実施すべき治山事業の数量 -----	29
第6	その他必要な事項 -----	30
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ---	30
	別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	44
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概況 -----	50
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	54
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向 -----	68
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業体等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況	
4	前期計画の実行状況 -----	72
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	

5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	73
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移	73
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他	75
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

本森林計画区は、秋田県の北部に位置し、北側は津軽森林計画区、東側は三八上北及び馬淵川上流森林計画区、南側は雄物川森林計画区に接し、能代市をはじめとする6市9町村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、北は二ッ森(1,086m)、真瀬岳(988m)等を擁する白神山地があり、南は太平山(1,170m)、大仏岳(1,167m)、焼山(1,366m)等がそびえ、東は四角岳(1,003m)、八幡平(1,613m)等が連なる奥羽山脈が縦に走って三方を山に囲まれている。

さらに、西は本山(715m)を主峰とする男鹿半島が日本海に突き出ている。

主要な水系は米代川で、奥羽山脈の四角岳にその源を発し、いったん岩手県の田山盆地に流れ出た後、反転して秋田県北部を西に向かい横断して流れている。

この米代川は、東北部では八幡平に源を持つ熊沢川、十和利山に源を持つ大湯川等と、中央部では竜ヶ森に源を持つ犀川、小繋森に源を持つ小猿部川、東方から流れている長木川、田代岳に源を持つ岩瀬川、早口川、また、南から流れ小阿仁川などを集めた大支流の阿仁川、さらに、白神山地に源を持つ粕毛川、藤琴川、そして能代市の東端を流れる常磐川等の諸支流を集め、能代市で日本海に注いでいる。

また、白神山地から西に流れて直接日本海に注ぐ真瀬川、八郎瀧残存湖に注ぐ馬場目川等がある。

イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、第三紀の凝灰岩類、泥岩などの堆積岩及び安山岩、流紋岩などの火成岩類が複雑に交錯しながら広く分布し、山地や丘陵地を形成している。また、第四紀の火山活動による噴出物が駒ヶ岳、田代岳、十和田湖、八幡平、焼山、森吉山、大仏岳を中心に広く堆積して高所を形成し、第四紀の砂泥など未固結堆積物が低地を形成している。さらに、花崗岩類が太平山から白子森及び竜ヶ森周辺に広く分布している。

土壌型は、褐色森林土が主で海拔高700～800m以下の山地や丘陵地帯に広く分布し、全体の82%を占めている。また、そのうちの35%は林地生産力の高い土壌(Bd～Bf型)である。次いで、ポドゾルが約6%を占め、高海拔地帯や山地帯の狭小尾根部に出現している。他に、黒色土が丘陵地や段丘に約1%分布している。

ウ 気候

本森林計画区の気候は、最高気温34℃、最低気温-12℃、年平均気温10℃前後で、年降水量約1,652mm、最深積雪は海岸部の能代市では48cmと比較的少なく、山間部の阿仁合では126cmとなっている。

エ 林 況

(ア) 人工林

人工林面積は103千haで、林地面積202千haの51%を占めている。

また、人工林蓄積は20,347千m³で、総蓄積33,571千m³の61%を占めており、樹種別ではスギが86%、カラマツが6%、アカマツが2%となっている。

齢級配置は、7 齢級～10 齢級が人工林全体の57%占めており、偏った齢級配置となっている。

(イ) 天然林

天然林は、林地面積の49%の99千haを占め、ブナ類を主とする広葉樹林が大半を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は519千haで、秋田県の総面積の45%を占めている。

土地の利用状況は、森林が385千haで本森林計画区の約74%を占め、農地が約10%（水田9%）、その他が約16%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は186千人で、産業別就業割合は第1次産業が13%、第2次産業が32%、第3次産業が55%となっている。

また、純生産額は約9,200億円で、産業別の割合は、第1次産業が5%、第2次産業が25%、第3次産業が70%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では5%、純生産額では5%となっている。

そのほか、十和田八幡平国立公園、男鹿国定公園、森吉山、八森岩館、秋田白神、きみまち阪、田代岳及び太平山の各県立自然公園、スキー場、温泉郷等が有り、雄大な自然景観と観光資源に恵まれた地域である。

ウ 計画区における国有林の位置づけ

本森林計画区の国有林面積は211千haで、計画区内の土地面積519千haの41%、森林面積385千haの55%を占め、秋田県内では国有林率が最も高い地域である。

また、天然スギについては、資源の供給のほとんどを国有林に依存しており、天然スギとそれに代わる高齢級人工林スギの持続的、安定的供給が強く要請されている。

なお、本森林計画区は、歴史ある林業地域であるとともに、貴重な野生動植物が多く生息しており生物多様性確保の観点から、森林生態系保護地域など各種保護林を15箇所設定しているほか、「白神八甲田緑の回廊」及び「奥羽山脈緑の回廊」を設定している。

また、白神山地森林生態系保護地域周辺は、世界遺産に登録されていることから、近年、国民的な関心が高く、多くの入り込み利用者があり、レクリエーションの場としての要請が高い地域である。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源かん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。天然林については、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。

これらのことから、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた間伐等を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図ることとする。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることとする。なお、このとき、生物多様性の保全に配慮する。

また、森林浴の場、森林セラピーなどによる健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進することとする。

さらに、これらの森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等に取り組むこととする。

なお、計画樹立等に当たっては、スギ資源の充実を図るなど当流域における多様な森林資源の整備に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図るものとする。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市 町 村 別 面 積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	211,185.78	
能 代 市	9,047.80	米代西部森林管理署
大 館 市	42,129.39	米代東部森林管理署
男 鹿 市	2,430.17	米代西部森林管理署
鹿 角 市	36,621.63	米代東部森林管理署
潟 上 市	270.26	米代西部森林管理署
北 秋 田 市	57,810.41	米代東部森林管理署及び上小阿仁支署
小 坂 町	10,446.60	米代東部森林管理署
上小阿仁村	17,749.10	上小阿仁支署
藤 里 町	18,137.46	米代西部森林管理署
三 種 町	2,567.29	〃
八 峰 町	4,142.25	〃
五 城 目 町	8,733.19	〃
井 川 町	1,100.23	〃

注 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、米代東部森林管理署、上小阿仁支署及び米代西部森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに、樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効

果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保

育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林の誘導の考え方

① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為^{※1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐^{※2}等により伐採し、複数の樹冠層^{※3}を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

c 天然生林

主として天然力^{※4}を活用することにより成立させ維持する森林^{※5}。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※5 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所

に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、次のとおり定める。

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	102,903	101,434
	育 成 複 層 林	2,396	3,219
	天 然 生 林	97,055	96,838
森林蓄積 m ³ /ha		167	204

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2で定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業を行う森林

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、多様化及び長期化を図ることとする。

(イ) 育成複層林施業を行う森林

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。
- (ウ) 天然生林施業を行う森林

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

 - a 主伐については、(イ)の主伐に当たつての留意事項によること。
 - b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。
- (エ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種					
	針 葉 樹				広 葉 樹	
	ス ギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	用 材	その他
全 域	50	40	35	50	60	25

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壌、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

ブナ等の有用天然稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ブナ等の有用広葉樹とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により更新を図ることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

- (3) その他必要な事項
該当なし

3 間伐及び保育に関する基本事項

(1) 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年を目安とする。

(ウ) 最終間伐の時期

主伐時期のおおむね10年前を目安とする。

(エ) 間伐率

目標材積間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特性、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な林分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	○	○	○	○	○	○									
	つる切							←	○	→						
	除伐(つる切)								←	○	→	←	○	→		
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○										
	つる切						←	○	→							
	除伐(つる切)							←	○	→						

注 下刈2回刈、その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

下刈は、植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況が著しく、除伐までには時期的に早い林地では、作業を単独で行う場合もあるが、除伐作業と同時に行うよう努めることとする。

c 除 伐

除伐は、下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施することとする。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、別表のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

(イ) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適な環境の形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点

から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りとしない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進することを旨とする。
- ② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林の区域
当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法とする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方
林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

○基幹路網

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路線	630	1,651
うち林業専用道	—	—

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方
高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備するとともに、近年の路網作設技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0° ~35°)	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急 峻 地(35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用する。

2： 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダー等を活用する。

(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその方法
該当なし

(4) その他必要な事項
該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械化の促進については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業者の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な販売に努めるとともに、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制に民有林と連携しながら取り組むものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		195,424.45	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
能 代 市	1～62, 64～92, 134～155, 1001～1004, 1048～1055, 1201～1205, 1267, 1268 (常)2, 6	7,777.69		
大 館 市	1～177, 1001～1158, 2063～2086, 2201～2342, 2344～2407, 2410～2418, 2420～2425,	40,158.82		
男 鹿 市	2089～2092, 2101, 2102	604.65		
鹿 角 市	3036～3080, 3101～3181	34,675.69		
潟 上 市	2071～2073	222.12		
北 秋 田 市	206～266, 1001～1006, 1009～1040, 1042～1053, 2001～2161, 2569～2582 (三)1, (合)5	52,691.47		
小 坂 町	3001～3035, 3081～3087	10,394.40		
上小阿仁村	1～165	17,248.80		
藤 里 町	1005～1035, 1037, 1039～1047, 1102～1187	17,746.93		
三 種 町	95, 96, 99～122, 124, 126～133	1,478.64		
八 峰 町	156～176 (塙)2, 3	3,814.69		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	地 区 (林班)			
五 城 目 町	2001～2020, 2022～2056, 2058～2060 (五)1	7,602.84	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
井 川 町	2061～2070	1,007.71		

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(常)：常盤財産区

(基)：基川財産区

(三)：三木田官行造林組合

(浅)：五城目町 (旧浅見内神明社)

(合)：合川町

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施

設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等への被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、先進地域において重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

シカ等による食害や剥被害に対しては、公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた被害対策に積極的に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止し、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,627	4,611	17	921	904	17	3,706	3,706	0
前半5カ年の計画量	2,094	2,085	9	275	266	9	1,819	1,819	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	54,647
前半5カ年の計画量	26,822

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,335	817
前半5カ年の計画量	584	461

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)		
開設	総 数			8 1 路線	113,840		94,050				
	林 道			1 5 路線	19,210		19,210				
	林業専用道			6 6 路線	94,630		74,840				
	自動 車道	林道	能代市	一通沢	1,000	69	1,000	①	20外		
				月の沢	1,700	58	1,700	②	82外		
				三四郎沢	600	8	600	③	1049外		
				林道計			3 路線	3,300		3,300	
				林業専用道	コガネ沢	1,000	79	1,000	④	39外	
					揚吉一通沢	800	79				
					ツキノ沢	1,000	113				
					三四郎沢	400	56	400	⑤	1049外	
					滝ノ沢	700	53	700	⑥	141	
					七兵衛沢	900	69	900	⑦	150外	
					西の又第二	2,260	83	2,260	⑧	136外	
				林業専用道計			7 路線	7,060		5,260	
				林道	大館市	割沢	1,600	430	1,600	⑨	1153外
						五合渕沢	2,320	111	2,320	⑩	2237外
	林道計					2 路線	3,920		3,920		
	林業専用道	東ノ又	2,000			175	2,000	⑪	16外		
		砥沢	1,500			369	1,500	⑫	2211外		
五合渕沢		680	39			680	⑬	2238外			
向桧原沢		1,500	252			1,500	⑭	2315外			
寄入沢		600	91			600	⑮	141外			
小新沢		1,500	142			1,500	⑯	117外			
林業専用道計			6 路線			7,780		7,780			

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動 車道	林道	鹿 角 市	大又沢	1,160	91	1,160	⑰	3120外
				大根津戸	1,060	156	1,060	⑱	3046外
				門ノ沢	1,740	99	1,740	⑲	3047
				荒川	1,000	422	1,000	⑳	3041
				津久保	900	382	900	21	3056
		林道計		5路線	5,860	5,860			
		林業専用道		西の沢	1,200	171	1,200	22	3058外
				大又沢	1,840	794	1,840	23	3120外
				大根津戸	2,940	217	2,940	24	3044外
				押出沢	1,000	167	1,000	25	3047
				門ノ沢	760	106	760	26	3047
				ゼンマイ沢	2,100	130	2,100	27	3124
				土沢	1,100	104	1,100	28	3040
				面内沢	2,200	583	2,200	29	3062
				カラタマ沢	2,300	254	2,300	30	3049
				田代川	2,200	231	2,200	31	3053
				小国	2,000	342	2,000	32	3055
				大渡沢	1,300	232	1,300	33	2060外
				扇の平	3,200	391	3,200	34	3063外
				上田代川	2,300	268			
				戸倉	3,900	187			
				東の沢	800	153			
				下浅繫	1,700	211			
				上黒戸	3,000	349			
				細沢	2,100	185			
				林業専用道計	19路線	37,940	24,140		

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	北秋田市	一ノ沢	700	54	700	35	2002外
				岩ノ目沢	900	234	900	36	2056外
				倉ノ沢	1,000	136	1,000	37	2148
				笹森山	1,400	293	1,400	38	232外
				道行沢支線	2,000	54	2,000	39	1002外
				小繫沢	1,000	312	1,000	40	1013
				タタラ沢	400	246	400	41	1014
				黒様沢	1,500	155	1,500	42	1014
				女木内沢	1,000	347	1,000	43	1043
				水尻沢	1,500	364	1,500	44	2023
				外ノ倉沢	1,500	115	1,500	45	2030
				黒森	1,600	327	1,600	46	2047外
				小白沢	1,500	448	1,500	47	2062外
		林業専用道計	13路線	16,000		16,000			
		林道	小坂町	中滝沢	1,400	228	1,400	48	3003外
		林道計		1路線	1,400		1,400		
		林業専用道		中ノ又沢	1,500	132	1,500	49	3010
				立又沢	2,700	360	2,700	50	3011外
				雑魚沢	2,700	169	2,700	51	3023外
		林業専用道計	3路線	6,900		6,900			

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)	
開設	自動車道	林道	上小阿仁村	中茂	800	155	800	52	100外	
				黒岩沢	700	69	700	57	25外	
				小長滝	2,230	133	2,230	58	21外	
				林道計	3路線	3,730		3,730		
				林業専用道	柴倉沢	1,200	106	1,200	53	3外
					一の又	1,000	123	1,000	54	18外
					春様沢	1,000	37	1,000	55	28外
					法仙坊	800	164	800	56	82外
				林業専用道計	4路線	4,000		4,000		
		林道	藤里町	カマイタ	1,000	49	1,000	59	1165外	
				林道計	1路線	1,000		1,000		
				林業専用道	出戸引越沢	1,000	95	1,000	60	1129
					里沢	1,000	118			
					突込沢第二	1,000	34	810	61	1183外
					千本杉沢	1,490	110	1,490	62	1169
					タタラ沢	830	103	830	63	1104
				林業専用道計	5路線	5,320		4,130		
				林業専用道	八峰町	冷水沢	2,500	143	2,500	64
		林業専用道計	1路線			2,500		2,500		

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	五城目町	ヤシノ木沢	700	49	700	65	2001
				大ガマ沢	800	102	800	66	2024
				タヤノ沢	1,200	67	1,200	67	2054
				ナメタラ沢	1,000	89			
				鍋倉	1,000	142			
				割山沢	930	74	930	68	2008
		林業専用道計		6路線	5,630		3,630		
		林業専用道	井川町	田代沢	500	103	500	69	2069外
				井川南沢	1,000	107			
				林業専用道計		2路線	1,500		500

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
拡張	総数			18路線	13,300		13,260		
	自動車道 (改良)		大館市	矢立	30		30		155外
				早口	50		50		2226
				薄市	300		300		2243外
				陣馬	30		30		170
				小茂内	300		300		11
				砥沢	2,600		2,600		2212
				長慶	100		100		2218
				黒森	50		50		135
				計	9路線	3,800		3,760	
			鹿角市	荒川	5,600		5,600		3036外
				浦志内	300		300		3108
				西の又	100		100		3016
			計	3路線	6,000		6,000		
			北秋田市	寒沢	100		100		2145
				大湯津内	1,000		1,000		2142
				小繫沢	1,000		1,000		1013
				タタラ沢	1,000		1,000		1014
			計	4路線	3,100		3,100		
			小坂町	東の又	100		100		3011
				太郎沢	300		300		3010
			計	2路線	400		400		

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	195,385	195,385	
水源かん養のための保安林	185,192	185,192	
災害防備のための保安林	9,338	9,338	
保健・風致の保存等のための保安林	8,822	8,822	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種類	森林の所在		面積		指 は を と 理 定 解 必 す 又 除 要 る 由
		市町村	区域(林班)		前半5カ年の 計画面積	
指定	総数			3,333	3,333	
	水源 かん養	計		3,333	3,333	水源かん養 のため
		北秋田市	1002～1008、1038 1041、1042、1044 2072	3,333	3,333	

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養				28,442	
災害の防備				4,614	
保健・風致の保存等				462	
計				33,057	

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

市町村	森 林 の 所 在 区 域	治山事業施工地区数		主な工種	備考
			前半5カ 年の計画 地区数		
能 代 市	5、12、19、33、40、44、47、52 60、65、71、89、92、146、1002	15	14	溪間工 本数調整伐	
大 館 市	56、61、104、109～114、144、 152、155、1032、1038、1040、 1043、1044、1057、1108、2072、 2202、2212、2225、2226、2264、 2268、2286、2295、2344	29	29	溪間工 山腹工 本数調整伐	
鹿 角 市	3062、3102、3103、3108、3130、 3132、3144、3148、3165	9	9	溪間工 山腹工	
北 秋 田 市	1012、1014、1021、1023、1026、 2001、2004、2013、2015、2021、 2028、2034～2037、2064、2065 2074、2085、2099、2121、2148、 2150、2156、2159	25	11	溪間工 本数調整伐	
小 坂 町	3003、3005、3007、3008、3010	5	5	溪間工 本数調整伐	
上小阿仁村	6、7、8、49、53、73	6	1	溪間工 本数調整伐	
藤 里 町	1015、1023、1033、1124、1134、 1135、1140	7	7	溪間工 本数調整伐	
三 種 町	103、113、129、132	4	4	本数調整伐	
八 峰 町	157	1	1	溪間工	
五 城 目 町	2010、2011、2014、2017、2019、 2023、2025、2028、2038、2045、 2059	11	9	溪間工 本数調整伐	
井 川 町	2066	1	1	山腹工	
合 計		113	91		

第6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	能代市	1~31, 35~62, 64~92, 134~152, 1001~1004, 1048~1055 (常)6	6,640.17	別紙1の とおり	史跡 0.36
	大館市	1~12, 14, 17~22, 27~55, 83, 88, 92~145, 149, 151~157, 161~177, 1001~1013, 1017~1033, 1036~1158, 2063~2086, 2201~2226, 2228~2332, 2334~2341, 2344~2407, 2410~2418, 2420~2425	35,460.15		保健 49.30 県特1 106.28 県特2 679.59 県特3 1,037.28 保安施 0.10 砂指 1.44 特母 21.57
	鹿角市	3036~3075, 3077~3080, 3101~3181	33,931.80		保健 2,535.22 砂指 52.83 国特保 208.25 国特1 349.93 国特2 1,213.56 国特3 824.11 鳥保特 256.92
	北秋田市	206~266, 1001, 1009~1037, 1039, 1040, 1043, 1045~1053, 2001~2161, 2569~2582 (三)1 (合)5	51,147.02		保健 2,079.94 県特1 232.77 県特2 2,604.76 県特3 10,781.12 鳥保特 1,189.47 史跡 659.38 特母 71.81
	小坂町	3001~3035, 3081~3087	10,186.14		保健 2,694.19 砂指 110.50 国特保 387.63 国特1 2,410.88 国特2 465.72 鳥保特 2,619.20 史跡 2,619.20

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
水かん	上小阿仁村	1~72, 75~165	15,919.41	別紙1の とおり	砂 指 43.77 県特1 130.37 県特2 317.81 県特3 2,286.83
	藤 里 町	1005~1035, 1039~1047, 1102~1130, 1133~1141, 1144~1147, 1157~1187	15,888.29		砂 指 56.60 県特1 195.71 県特2 41.52 県特3 434.52 自環特 2,465.50
	三 種 町	102~122, 127~133	1,399.09		
	八 峰 町	156~176 (塙)1~3	3,603.78		土 流 32.15 砂 指 7.71 県特2 66.00 県特3 566.24
	五城目町	2001~2018, 2020, 2022~2056, 2058~2060 (浅)1	7,323.65		県特1 43.63 県特2 394.95 県特3 438.09
	小計		181,499.50		
土 流	能 代 市	32~34, 44, 65, 80, 1201, 1203~1205, 1267, 1268 (常)2	428.55	保 健 40.13 県特2 40.13	
	大 館 市	12~16, 22~26, 56~82, 84~93, 146~150, 158~160, 170, 1041, 1107, 2076, 2079, 2201, 2202, 2227, 2300	3,362.74	保 健 24.49 砂 指 6.85 特 母 15.88	
	男 鹿 市	2089, 2101	73.50	風 致 42.76 定特1 42.76 定特3 30.74	
	鹿 角 市	3047, 3106, 3109, 3148, 3149, 3172	302.18	国特2 41.20	
	北 秋 田 市	1010, 2016, 2043, 2094	372.19	県特3 216.53	
	上小阿仁村	63, 64, 67, 73, 74	1,036.79	保 健 123.25 砂 指 0.27 県特2 204.18 県特3 469.57	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土流	藤里町	1037, 1131, 1132, 1135, 1141~1144, 1147~1156, 1177	1,504.12	別紙1の とおり	砂指	35.34
					県特1	87.69
					県特2	36.57
					県特3	383.90
	八峰町	159, 161	38.17		水かん	32.15
	五城目町	2017	7.26			
	井川町	2067	25.42			
	小計		7,150.92			
土崩	北秋田市	1005, 1009, 1012	88.82		県特3	23.60
					鳥保特	23.60
	小計		88.82			
飛砂	能代市	153~155	333.33		潮害	23.29
					保健	249.28
	小計		333.33			
潮害	能代市	153	23.29		飛砂	23.29
	小計		23.29			
干害	大館市	1014, 1015, 1034~1036	378.28			
	鹿角市	3150	17.76			
	潟上市	2071~2073	220.36			
	井川町	2061~2070	965.13			
	小計		1,581.53			
なだれ	能代市	74	1.86			
	北秋田市	1042, 1047, 2043, 2067, 2072	91.73			
	上小阿仁村	63, 74	53.91		保健	53.91
					県特2	53.91
	藤里町	1162, 1165, 1174	16.53		保健	16.53
	小計		164.03		県特3	14.31
保健	能代市	4, 13, 14, 153~155, 1201~1203	387.42		土流	40.13
					飛砂	249.28
					県特2	65.40
					史跡	18.46
	大館市	148, 149, 1092, 1097~1100	73.79		水かん	49.30
					土流	24.49
					砂指	6.85
					特母	15.88

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
保 健	鹿 角 市	3042, 3043, 3130~3140	2, 535. 22	別紙1の とおり	水かん 2, 535. 22 砂 指 17. 98 鳥保特 252. 89
	北 秋 田 市	1029, 1030, 1035~1037, 1040, 1043, 1045, 1049~1051, 2003~2007, 2009, 2010, 2013~2015, 2066~2072, 2146	2, 267. 78		水かん 2, 079. 94 県特1 353. 76 県特2 1, 296. 59 県特3 45. 61 史 跡 28. 62
	小 坂 町	3081~3087	2, 694. 19		水かん 2, 694. 19 国特保 387. 63 国特1 2, 197. 58 国特2 56. 89 鳥保特 2, 619. 20 史 跡 2, 619. 20
	上小阿仁村	63, 74	177. 16		土 流 123. 25 なだれ 53. 91 県特2 177. 16
	藤 里 町	1162, 1165, 1174	16. 53		なだれ 16. 53 県特3 14. 31
	八 峰 町	168, 173	102. 24		県特2 102. 24
	小計		8, 254. 33		
	風 致	男 鹿 市	2090~2092, 2101, 2102		565. 15
小計			565. 15		
計			191, 696. 45		
保安施	大 館 市	1076	0. 10	水かん 0. 10	
計			0. 10		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
砂 指	能 代 市	1~4, 6~8, 10, 11, 15, 18, 46, 140, 141, 143~152, 1001~1004, 1054, 1055	133.34	別紙3の とおり	史 跡	0.21
	大 館 市	19, 131, 136, 138, 140, 142, 144, 148, 149, 151, 171, 176, 177, 1015, 1016, 1027, 1028, 1040, 1041, 1043, 1047, 1049, 1051, 1053, 1054, 1056~1058, 1062~1066, 1075, 1077~1080, 1096, 1110, 1111, 1114, 1116~1119, 1121, 1122, 1125~1128, 1130, 1137~1139, 1141~1144, 1146, 1147, 2205, 2206, 2208~2214, 2225~2227, 2230~2238, 2242~2245, 2255~2258, 2260, 2270~2274, 2277~2280, 2285, 2287~2293, 2299, 2313~2319, 2324~2326, 2332, 2339, 2340, 2342, 2345~2347, 2391~2405, 2410~2414, 2416, 2417, 2420, 2422, 2423	492.47		水かん	1.44
					土 流	6.85
					保 健	6.85
	鹿 角 市	3041, 3044, 3046, 3053, 3058, 3064, 3069~3071, 3076, 3077, 3080, 3101, 3102, 3108, 3108, 3130, 3136~3144, 3170	128.18		県特2	6.66
				県特3	15.61	
				特 母	6.55	
	北 秋 田 市	206, 208, 210~212, 239, 240, 249~251, 256, 266, 1003, 1005, 1042, 2002, 2009~2014, 2016, 2033~2035, 2037~2045, 2047~2050, 2054~2060, 2063, 2064, 2072, 2093, 2133, 2136, 2140, 2143, 2144, 2149, 2156, 2159	342.33		国特2	9.61
					国特3	14.44
					県特3	45.16

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
砂指	小坂町	3001～3004, 3006, 3010, 3011, 3014～3024, 3027～3029, 3081～3086	215.16	別紙3の とおり	水かん 110.50 保健 3.95 国特1 26.22 国特2 5.37 鳥保特 26.73 史跡 26.73
	上小阿仁村	26, 63, 64, 66～68, 70, 72, 119, 121, 123, 124, 128, 132, 138, 139, 146, 148, 153	99.42		水かん 43.77 土流 0.27 県特2 9.50 県特3 2.81
	藤里町	1005～1008, 1010, 1011, 1015, 1018～1020, 1023, 1034, 1039, 1041, 1108～1110, 1112, 1113, 1116～1122, 1128, 1129, 1131～1136, 1140, 1147, 1149, 1151, 1152, 1154～1158, 1176, 1177	288.55		水かん 56.60 土流 35.34 県特2 13.54 県特3 14.89 自環特 41.99
	三種町	95, 96, 99～101, 104, 105, 108～110, 112, 114, 115, 124, 126	35.31		
	八峰町	156, 159～169, 171～176	102.10		水かん 7.71 県特2 16.82 県特3 11.94
	五城目町	2012, 2013, 2019, 2024～2026, 2028～2033, 2035～2037, 2042, 2043, 2047～2051	183.87		県特2 40.93 県特3 48.88
	計		2,020.73		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国特保	鹿 角 市	3131, 3132	208. 25	別紙2の とおり	水かん 208. 25 保 健 208. 25 鳥保特 141. 00
	小 坂 町	3087	388. 04		水かん 387. 63 保 健 387. 63 鳥保特 388. 04 史 跡 388. 04
	小計		596. 29		
国特1	鹿 角 市	3042, 3043, 3047, 3048, 3130, 3133, 3134, 3137	360. 50		水かん 349. 93 保 健 179. 42
	小 坂 町	3019, 3022, 3026~3028, 3081~3086	2, 457. 25		水かん 2, 410. 88 保 健 2, 197. 58 砂 指 26. 22 鳥保特 2, 238. 84 史 跡 2, 238. 84
	小計		2, 817. 75		
国特2	鹿 角 市	3042, 3047, 3127~3134, 3136~3139	1, 266. 86		水かん 1, 213. 56 土 流 41. 20 保 健 932. 59 砂 指 9. 61 鳥保特 115. 92
	小 坂 町	3019, 3022, 3026~3028, 3083~3087	473. 46		水かん 465. 72 保 健 56. 89 砂 指 5. 37 鳥保特 17. 16 史 跡 17. 16
	小計		1, 740. 32		
国特3	鹿 角 市	3049, 3050, 3129, 3130, 3133, 3135, 3136, 3140, 3141	835. 75		水かん 824. 11 保 健 442. 13 砂 指 14. 44
	小計		835. 75		
計			5, 990. 11		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
定特保	男 鹿 市	2092	21.84	別紙2の とおり	風 致 21.84
	小計		21.84		
定特1	男 鹿 市	2089, 2091, 2092, 2096, 2101, 2102	363.03		土 流 42.76 風 致 325.59 史 跡 3.77
	小計		363.03		
定特2	男 鹿 市	2085, 2087, 2089~2091, 2096, 2100, 2102 (男)10, 15~21	510.69		風 致 217.72
	小計		510.69		
定特3	男 鹿 市	2084~2090, 2093~2100 (男)10, 15~19	1,367.71		土 流 30.74
	小計		1,367.71		
計			2,263.27		
県特1	大 館 市	2223, 2224, 2226, 2229, 2248~2250, 2253, 2266, 2318	106.42		水かん 106.28
	北 秋 田 市	1029~1031, 1035, 1036, 1040, 1049, 2003~2006, 2010, 2013, 2014	369.61	水かん 232.77 保 健 353.76 史 跡 44.47	
	上小阿仁村	69, 71	130.37	水かん 130.37	
	藤 里 町	1022, 1135, 1136	283.40	水かん 195.71 土 流 87.69	
	五 城 目 町	2034, 2044	43.63	水かん 43.63	
	小計		933.43		
	県特2	能 代 市	1201, 1202	66.97	土 流 40.13 保 健 65.40
	大 館 市	2223~2226, 2229, 2247~2250, 2252, 2253, 2266, 2316~2321, 2325	686.67	水かん 679.59 砂 指 6.66	
	北 秋 田 市	1022, 1023, 1027, 1029~1037, 1040, 1043, 1045, 1049~1051, 2003~2007, 2010, 2013~2015, 2018, 2019, 2025	2,659.32	水かん 2,604.76 保 健 1,296.59 鳥保特 405.16 史 跡 481.71 特 母 69.54	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
県特2	上小阿仁村	60, 61, 63, 67~71, 73, 74, 78, 79	593.27	別紙2のとおり	水かん 317.81 土流 204.18 なだれ 53.91 保健 177.16 砂指 9.50
	藤里町	1021, 1021, 1131~1133, 1147	85.02		水かん 41.52 土流 36.57 砂指 13.54
	八峰町	168, 170, 171, 173	185.20		水かん 66.00 保健 102.24 砂指 16.82
	五城目町	2019, 2022, 2024, 2029~2034, 2039, 2043, 2044	437.85		水かん 394.95 砂指 40.93
	小計		4,714.30		
県特3	能代市	(二)1, 2	47.89		
	大館市	2214, 2223~2225, 2228~2230, 2318~2320, 2324, 2325	1,061.26		水かん 1,037.28 砂指 15.61
	北秋田市	1011~1015, 1022, 1023, 1027~1041, 1043, 1045, 1049~1053, 2004~2016, 2018~2020, 2022~2028	11,451.24		水かん 10,781.12 土流 216.53 土崩 23.60 保健 46.61 砂指 45.16 鳥保特 807.91 史跡 161.82
	上小阿仁村	64, 66, 67, 69~71, 73	2,766.88		水かん 2,286.83 土流 469.57 砂指 2.81
	藤里町	1009, 1010, 1020, 1021, 1023, 1029, 1030, 1133, 1134, 1137, 1140, 1142~1144, 1165, 1174	848.32		水かん 434.52 土流 383.90 なだれ 14.31 保健 14.31 砂指 14.89
	八峰町	164~167, 170~172	578.18		水かん 566.24 砂指 11.94

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
県特3	五 城 目 町	2019, 2024, 2025, 2028, 2033, 2034, 2039, 2043, 2044, 2047, 2048, 2053	493.22	別紙2の とおり	水かん 438.09 砂 指 48.88
	小計		17,246.99		
	計		22,894.72		
自環特	藤 里 町	1017~1020	2,465.50	別紙3の とおり	水かん 2,465.50 砂 指 41.99
計		2,465.50			
鳥保特	鹿 角 市	3132	256.92		水かん 256.92 保 健 252.89 国特保 141.00 国特2 115.92
		北 秋 田 市	1012, 1031, 1033, 1034		1,213.07
	小 坂 町	3081~3087	2,644.04		水かん 2,619.20 保 健 2,619.20 砂 指 3.95 国特保 388.04 国特1 2,238.84 国特2 17.16 史 跡 2,644.04
	計		4,114.03		
史 跡	能 代 市	4,147, 148	19.03		水かん 0.36 保 健 18.46 砂 指 0.21
	男 鹿 市	2096	3.77		定特1 3.77
	北 秋 田 市	1029~1031, 1033, 1040, 2018, 2019, 2025	688.00		水かん 659.38 保 健 28.62 県特1 44.47 県特2 481.71 県特3 161.82 鳥保特 229.21 特 母 69.54

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
史跡	小坂町	3081~3087	2,644.04	別紙3のとおり	水かん 2,619.20 保健 2,619.20 砂指 26.73 国特保 388.04 国特1 2,238.84 国特2 17.16 鳥保特 2,644.04
計			3,354.84		
特母	大館市	108,126,148,149	37.45		
	北秋田市	2018,2157	71.81	水かん 71.81 史跡 69.54	
計			109.26		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	国特2＝国立公園第2種特別地域
土流＝土砂流出防備保安林	国特3＝国立公園第3種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	定特保＝国定公園特別保護地区
飛砂＝飛砂防備保安林	定特1＝国定公園第1種特別地域
潮害＝潮害防備保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
干害＝干害防備保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
保健＝保健保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
風致＝風致保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
保安施＝保安施設地区	自環特＝自然環境保全地域特別地区
砂指＝砂防指定地	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
国特保＝国立公園特別保護地区	史跡＝史跡名勝天然記念物
国特1＝国立公園第1種特別地域	特母＝特別保樹林

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(二)：二ツ井町	(合)：合川町
(常)：常盤財産区	(埜)：埜川財産区
(男)：男鹿市	(浅)：五城目町(旧浅見内神明社)
(三)：三木田官行造林組合	

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成15年3月11日秋田県条例第32号）で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		208,389.25	
能代市	計	8,788.14	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1～92、134～155、500、1001～1004、1048～1055、 1201～1205、1267、1268、1500		
大館市	計	41,912.69	
	1～177、500、1001～1158、1500、2063～2086、 2201～2425、2700		
鹿角市	計	36,166.89	
	3036～3080、3101～3181、3500		
北秋田市	計	57,104.59	
	206～266、1001～1053、2001～2161、2500、2569～ 2582、2800		
男鹿市	計	1,896.02	
	2084～2102		
潟上市	計	270.26	
	2071～2073		
小坂町	計	10,446.59	
	3001～3035、3081～3087、3500		
上小阿仁村	計	17,748.66	
	1～165、500		
藤里町	計	18,134.34	
	1005～1047、1101～1187、1500、1600		
三種町	計	2,412.16	
	93～133、500		
八峰町	計	3,796.00	
	156～176、500		
五城目町	計	8,681.01	
	2001～2056、2058～2060、2500		
井川町	計	1,031.90	
	2061～2070		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		25,964.50	
能代市	計	678.11	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1、2、3、4、6、7、8、10、11、13、15、18、32、 33、34、44、46、65、80、140、141、143、144、 145、146、147、148、149、150、151、152、155、 1001、1002、1003、1004、1054、1055、1201、1203、 1204、1205、1267、1268		
鹿角市	計	4,116.83	
	3036、3037、3040、3041、3044、3045、3046、3047、 3053、3058、3064、3068、3069、3070、3071、3073、 3076、3077、3080、3101、3102、3106、3108、3109、 3110、3114、3120、3130、3131、3132、3133、3134、 3135、3136、3137、3138、3139、3140、3141、3142、 3143、3144、3145、3146、3148、3149、3158、3160、 3161、3163、3164、3165、3170、3172、		
北秋田市	計	5,277.40	
	206、208、210、211、212、239、240、249、250、 251、256、266、1003、1005、1008、1009、1010、 1012、1017、1018、1020、1022、1023、1025、1026、 1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1040、 1042、1049、2002、2009、2010、2011、2012、2013、 2014、2016、2022、2029、2030、2031、2033、2034、 2035、2037、2038、2039、2040、2041、2042、2043、 2044、2045、2047、2048、2049、2050、2053、2054、 2055、2056、2057、2058、2059、2060、2061、2062、 2063、2064、2068、2069、2070、2071、2072、2074、 2075、2076、2077、2078、2079、2080、2081、2085、 2086、2093、2094、2095、2133、2136、2137、2140、 2142、2143、2144、2149、2156、2159		
男鹿市	計	140.80	
	2089、2092、2101、2102		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
大館市	計	5,320.21	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	12、13、14、15、16、17、18、19、22、23、24、25、 26、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、 67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、 79、80、81、82、84、85、86、87、88、89、90、91、 92、93、131、136、138、140、142、144、146、147、 148、149、150、151、156、157、158、159、160、 161、170、171、176、177、1015、1016、1028、 1040、1041、1043、1047、1049、1051、1053、1054、 1056、1057、1058、1062、1063、1064、1065、1066、 1071、1075、1076、1077、1078、1079、1080、1096、 1107、1110、1111、1114、1116、1117、1118、1119、 1121、1122、1125、1126、1127、1128、1130、1137、 1138、1139、1141、1142、1143、1144、1146、1147、 2076、2079、2201、2202、2205、2206、2208、2209、 2210、2211、2212、2213、2214、2215、2216、2217、 2225、2226、2227、2228、2230、2231、2232、2233、 2234、2235、2236、2237、2238、2240、2241、2242、 2243、2244、2245、2249、2255、2256、2257、2258、 2260、2266、2270、2271、2272、2273、2274、2277、 2278、2279、2280、2285、2287、2288、2289、2290、 2291、2292、2293、2299、2300、2301、2308、2311、 2313、2316、2317、2318、2319、2324、2325、2326、 2232、2233、2239、2240、2245、2246、2247、2391、 2392、2393、2394、2395、2396、2397、2398、2399、 2400、2401、2402、2403、2404、2405、2410、2411、 2412、2413、2414、2416、2417、2420、2422、2423		
小坂町	計	2,029.15	
	3001、3002、3003、3004、3006、3007、3009、3010、 3011、3012、3014、3015、3016、3017、3018、3019、 3020、3021、3022、3023、3024、3026、3027、3028、 3029、3032、3033、3034、3081、3082、3083、3084、 3085、3086		
上小阿仁村	計	3,702.47	
	5、26、52、53、62、63、64、65、66、67、68、70、 71、72、73、74、75、76、119、121、123、124、 128、132、138、139、146、148、153		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
藤里町	計	3,158.29	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1005、1006、1007、1008、1009、1010、1012、1015、 1016、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、 1025、1033、1034、1037、1039、1041、1108、1109、 1110、1112、1113、1116、1117、1118、1119、1120、 1121、1122、1128、1129、1131、1132、1133、1134、 1135、1136、1140、1141、1142、1143、1144、1147、 1148、1149、1150、1151、1152、1153、1154、1155、 1156、1157、1158、1162、1165、1174、1176、1177		
三種町	計	38.90	
	95、96、99、100、101、104、105、108、109、110、 112、114、115、119、124、126		
八峰町	計	915.15	
	156、159、160、161、162、163、164、165、166、 167、168、169、170、171、172、173、174、175、 176		
五城目町	計	504.59	
	2007、2012、2013、2017、2019、2024、2025、2026、 2028、2029、2030、2031、2032、2033、2034、2035、 2036、2037、2038、2039、2040、2041、2042、2043、 2044、2047、2048、2049、2050、2051、2060		
井川町	計	82.50	
	2063、2067、2068		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		243.28	
能代市	計	93.84	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	74、153、154、155		
北秋田市	計	94.73	
	1042、1047、2043、2067、2072		
上小阿仁村	計	54.71	
	63、74		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		31,302.59	
能代市	計	507.86	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	4、14、24、31、147、154、155、1002、1003、1004、 1202、1203		
大館市	計	2,028.34	
	108、126、1092、1097、1098、1099、1100、1101、 1131、1132、1133、1134、2214、2215、2216、2217、 2223、2224、2225、2226、2228、2229、2230、2247、 2248、2249、2250、2252、2253、2266、2284、2311、 2313、2318、2319、2320、2321、2325、2373		
鹿角市	計	3,382.80	
	3042、3043、3047、3048、3049、3050、3057、3058、 3060、3062、3064、3068、3073、3107、3109、3110、 3114、3115、3127、3128、3129、3130、3131、3132、 3133、3134、3136、3137、3138、3139、3140、3145、 3158、3161、3163、3175		
北秋田市	計	10,878.05	
	226、227、1011、1012、1013、1014、1015、1022、 1023、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、 1032、1033、1034、1035、1036、1037、1040、1043、 1045、1049、1050、1051、1052、1053、2002、2003、 2004、2005、2006、2007、2010、2013、2014、2015、 2018、2019、2023、2024、2025、2026、2027、2028、 2037、2041、2042、2066、2067、2068、2069、2070、 2071、2072、2076、2077、2081、2082、2083、2084、 2146、2147、2157		
男鹿市	計	593.54	
	2087、2089、2090、2091、2092、2096、2100、2101、 2102		
小坂町	計	2,179.94	
	3017、3019、3022、3026、3027、3028、3033、3081、 3082、3083、3084、3085、3086、3087		
上小阿仁村	計	3,745.91	
	5、53、60、61、64、65、66、68、69、71、78、79、 132、133		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林班）	面積	施業方法
藤里町	計	5,890.44	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1009、1010、1016、1017、1018、1019、1020、1021、 1022、1023、1024、1025、1026、1029、1030、1133、 1134、1135、1136、1137、1138、1139、1140、1147、 1162		
三種町	計	46.14	
	110、111、113、115、116、119、121		
八峰町	計	1,189.13	
	164、165、166、167、168、170、171、172、173		
五城目町	計	860.44	
	2022、2033、2034、2039、2043、2044、2047		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	518,806	385,317	211,186	174,131	74
能 代 市	42,674	25,167	9,048	16,119	59
大 館 市	91,363	71,977	42,129	29,848	79
男 鹿 市	24,080	12,616	2,430	10,186	52
鹿 角 市	70,734	57,212	36,622	20,590	81
潟 上 市	9,796	3,207	270	2,937	33
北 秋 田 市	115,257	97,770	57,810	39,960	85
小 坂 町	17,800	14,611	10,447	4,164	82
上小阿仁村	25,682	24,241	17,749	6,492	94
藤 里 町	28,198	25,084	18,137	6,947	89
三 種 町	24,809	13,486	2,567	10,919	54
八 峰 町	23,419	18,699	4,142	14,557	80
五 城 目 町	21,494	17,890	8,733	9,157	83
八 郎 潟 町	1,700	306	-	306	18
井 川 町	4,795	2,678	1,100	1,578	56
大 潟 村	17,005	368	-	368	2

注1 区域面積は、「秋田県勢要覧」（平成18年度版）

2 国有林面積は、林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林計画対象面積

(2) 地況（気候）

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
八幡平	30.2	-14.6	7.3	2,191	-	
湯瀬	34.1	-13.1	9.3	1,469	-	
鹿角	34.5	-16.6	9.6	1,396	75	
大館	35.2	-13.0	10.4	1,669	-	
鷹巣	35.1	-12.2	10.4	1,743	81	
阿仁合	34.6	-12.3	10.0	1,980	126	
能代	34.8	-8.3	11.5	1,586	48	
八森	33.4	-7.3	11.7	1,512	-	
五城目	34.9	-9.4	11.1	1,637	63	
大湯	33.6	-11.8	11.1	1,438	-	
男鹿	33.1	-10.1	11.2	1,546	-	

資料：気象庁（1997～2006年までの10年平均）

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森林	農地		その他
			総数	うち田	
総 数	518,806	385,317	50,403	45,837	83,086
能代市	42,674	25,167	6,242	5,721	11,265
大館市	91,363	71,977	6,446	5,789	12,940
男鹿市	24,080	12,616	4,318	3,884	7,146
鹿角市	70,734	57,212	4,244	3,037	9,278
湯上市	9,796	3,207	3,008	2,855	3,581
北秋田市	115,257	97,770	4,678	4,155	12,809
小坂町	17,800	14,611	531	416	2,658
上小阿仁村	25,682	24,241	434	425	1,007
藤里町	28,198	25,084	765	711	2,349
三種町	24,809	13,486	5,894	5,387	5,429
八峰町	23,419	18,699	1,636	1,466	3,084
五城目町	21,494	17,890	1,563	1,512	2,041
八郎潟町	1,700	306	1,094	1,079	300
井川町	4,795	2,678	1,151	1,098	966
大湯村	17,005	368	8,399	8,302	8,238

資料：農地は「秋田県林業統計」（平成18年度版）による。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	919,996	48,745	44,449	2,281	2,015	231,619	639,632
能 代 市	205,616	6,300	5,976	282	42	41,250	158,066
大 館 市	221,485	7,130	6,790	320	20	52,819	161,536
男 鹿 市	68,716	3,441	2,282	84	1,075	14,738	50,537
鹿 角 市	95,068	6,703	6,338	357	8	17,655	70,710
潟 上 市	62,533	1,714	1,427	38	249	21,205	39,614
北 秋 田 市	99,880	5,333	4,988	321	24	32,687	61,860
小 坂 町	27,777	2,044	1,899	116	29	14,406	11,327
上小阿仁村	5,522	364	295	69	-	1,874	3,284
藤 里 町	7,895	637	547	90	-	2,334	4,924
三 種 町	41,029	4,844	4,678	100	66	9,012	27,173
八 峰 町	17,640	2,171	1,314	366	491	5,606	9,863
五 城 目 町	24,684	975	874	101	-	8,365	15,344
八 郎 潟 町	12,618	395	383	2	10	1,818	10,405
井 川 町	13,930	647	629	17	1	5,788	7,495
大 潟 村	15,603	6,047	6,029	18	-	2,062	7,494

資料：平成16年度 「市町村民経済計算(年報)」

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
総 数	186,423	24,716	22,605	1,306	805	60,355	101,352
能 代 市	31,340	3,097	2,932	141	24	9,492	18,751
大 館 市	41,360	4,105	3,838	262	5	12,766	24,489
男 鹿 市	17,652	2,574	2,111	11	452	5,179	9,899
鹿 角 市	19,657	3,160	3,021	132	7	6,280	10,217
北 秋 田 市	20,701	2,960	2,591	353	16	6,915	10,826
潟 上 市	17,565	1,352	1,245	9	98	6,558	9,655
小 坂 町	3,278	350	331	10	9	1,325	1,603
上小阿仁村	1,494	256	169	85	2	549	689
三 種 町	11,332	2,418	2,378	21	19	3,857	5,057
八 峰 町	5,040	1,081	892	28	161	1,894	2,065
藤 里 町	2,227	458	376	82	-	823	946
五 城 目 町	6,004	646	491	155	-	2,275	3,083
八 郎 潟 町	3,724	321	300	9	12	1,214	2,189
井 川 町	2,944	312	304	8	-	1,192	1,440
大 潟 村	2,105	1,626	1,626	-	-	36	443

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成12年）

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	211,166.91	33,920	999	1,104.44			2,370.54			3,548.16	20	3	5,447.11	102	12
	202,336.18	33,912	999	1,104.44			2,370.54			3,548.16	20	3	5,447.11	102	12
	105,645.30	21,151	869	657.68			1,198.35			2,001.39	18	3	3,870.97	72	10
針	96,690.88	12,761	130	446.76			1,172.19			1,546.77	2		1,576.14	30	3
広	103,207.27	20,401	871	725.07			1,229.85			1,987.71	17	3	3,933.02	73	10
総数	96,491.64	19,342	858	649.47			1,169.07			1,962.63	17	3	3,867.85	72	10
	6,715.63	1,059	13	75.60			60.78			25.08			65.17	1	
	102,884.43	20,307	869	674.70			1,190.14			1,887.73	17	3	3,808.09	72	9
人工林	96,168.80	19,249	856	599.10			1,129.36			1,862.65	17	3	3,742.92	71	9
	6,715.63	1,058	13	75.60			60.78			25.08			65.17	1	
	(322.84)														
育 成 林	322.84	94	2	50.37			39.71			99.98	1		124.93	1	
	322.84	93	2	50.37			39.71			99.98	1		124.93	1	
		1													
総数	99,128.91	13,511	128	379.37			1,140.69			1,560.45	3		1,514.09	29	2
	9,153.66	1,809	11	8.21			29.28			38.76	1		3.12		
	89,975.25	11,702	117	371.16			1,111.41			1,521.69	2		1,510.97	29	2
育 成 林															
天然林	2,073.65	202	4	273.41			438.50			193.86			456.72	6	1
	155.58	54	1	8.21			15.01			10.17					
	1,918.07	148	3	265.20			423.49			183.69			456.72	6	1
天 然 生 竹 林	97,055.26	13,309	124	105.96			702.19			1,366.59	3		1,057.37	23	2
	8,998.08	1,755	10				14.27			28.59	1		3.12		
	88,057.18	11,554	114	105.96			687.92			1,338.00	2		1,054.25	23	2
無立木地	8,830.73	8													

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	7,676.29	242	25	10,359.06	857	71	13,569.40	1,825	124	20,627.40	3,608	197	20,102.21	3,769	169
	7,676.29	242	25	10,359.06	857	71	13,569.40	1,825	124	20,627.40	3,608	197	20,102.21	3,769	169
	6,696.57	212	22	8,595.74	805	68	10,538.52	1,717	119	15,644.21	3,344	189	15,457.06	3,424	160
広	979.72	30	2	1,763.32	52	3	3,030.88	108	4	4,983.19	264	8	4,645.15	345	9
総数	6,721.67	212	22	8,604.97	805	68	10,955.13	1,747	120	17,028.91	3,472	191	16,999.87	3,609	163
	6,693.63	212	22	8,587.50	804	68	10,537.48	1,716	119	15,621.22	3,340	189	15,425.45	3,420	160
	28.04	1	1	17.47	1	1	417.65	31	1	1,407.69	132	3	1,574.42	189	3
育成林	6,713.82	212	22	8,604.97	805	68	10,955.13	1,747	120	17,028.91	3,472	191	16,999.87	3,609	163
	6,685.78	211	22	8,587.50	804	68	10,537.48	1,716	119	15,621.22	3,340	189	15,425.45	3,420	160
	28.04	1	1	17.47	1	1	417.65	31	1	1,407.69	132	3	1,574.42	189	3
育成林															
	7.85														
	7.85														
総数	954.62	30	2	1,754.09	52	3	2,614.27	77	4	3,598.49	136	6	3,102.34	161	6
	2.94	1	1	8.24	1	1	1.04	1	1	22.99	4	1	31.61	4	1
	951.68	29	2	1,745.85	51	3	2,613.23	77	4	3,575.50	132	6	3,070.73	156	6
育成林															
総数	54.71	4	4	65.47	4	4	40.36	2	4	40.56	1	1	32.00	4	4
育成林															
総数	899.91	26	2	1,688.62	48	3	2,573.91	76	4	3,557.93	134	6	3,070.34	157	6
	2.94	1	1	8.24	1	1	1.04	1	1	21.83	4	1	22.76	2	1
	896.97	26	2	1,680.38	47	3	2,572.87	75	4	3,536.10	131	6	3,047.58	154	6
竹林															
無立木地															

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	15,238.55	3,497	126	10,316.12	2,957	96	3,997.36	1,186	34	863.66	201	5	1,297.30	363	8
	総数	15,238.55	3,497	126	10,316.12	2,957	96	3,997.36	1,186	34	863.66	201	5	1,297.30	363	8
	針	13,245.96	3,273	121	9,057.93	2,768	93	3,299.09	1,064	31	386.84	131	3	662.73	251	5
	広	1,992.59	224	4	1,258.19	190	3	698.27	122	2	476.82	70	2	634.57	112	2
人工林	総数	14,109.31	3,420	123	9,566.27	2,884	94	3,542.73	1,124	32	402.34	135	3	680.15	256	5
	針	13,189.98	3,263	121	9,018.17	2,758	93	3,280.90	1,060	31	370.32	127	3	615.82	238	5
	広	919.33	157	2	548.10	126	1	261.83	64	1	32.02	9		64.33	19	
立木地	総数	14,109.31	3,418	123	9,566.27	2,881	94	3,542.73	1,117	32	402.34	130	3	680.15	245	5
	針	13,189.98	3,261	121	9,018.17	2,755	93	3,280.90	1,053	31	370.32	122	3	615.82	227	5
	広	919.33	157	2	548.10	126	1	261.83	64	1	32.02	9		64.33	19	
立木地	総数	(9.41)			(15.18)			(34.93)			(19.86)			(33.64)		
	針		3			3			8			5			11	
	広		3			3			8			5			11	
天然林	総数	1,129.24	77	3	749.85	73	2	454.63	62	2	461.32	66	2	617.15	106	2
	針	55.98	10		39.76	9		18.19	4		16.52	5		46.91	14	
	広	1,073.26	67	2	710.09	64	2	436.44	58	2	444.80	61	2	570.24	93	2
天然林	総数															
	針															
	広															
天然林	総数	20.01	3		9.40	2		0.23			4.96	1		10.01	5	
	針	5.87	1		2.74	1		0.01			0.76			1.77	1	
	広	14.14	2		6.66	2		0.22			4.20	1		8.24	4	
天然生竹林	総数	1,109.23	74	3	740.45	71	2	454.40	62	2	456.36	64	2	607.14	102	2
	針	50.11	9		37.02	8		18.18	4		15.76	4		45.14	13	
	広	1,059.12	65	2	703.43	62	2	436.22	58	2	440.60	60	2	562.00	89	2
無立木地																

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	1,667.29	422	8	3,460.98	824	14	6,035.42	1,292	20	4,635.02	948	13	4,129.51	985	12
	1,667.29	422	8	3,460.98	824	14	6,035.42	1,292	20	4,635.02	948	13	4,129.51	985	12
	針	796.31	281	5	1,173.92	458	8	1,561.06	534	8	881.95	286	4	1,206.98	471
総数	870.98	141	3	2,287.06	366	6	4,474.36	758	12	3,753.07	662	9	2,922.53	514	6
	870.98	141	3	2,287.06	366	6	4,474.36	758	12	3,753.07	662	9	2,922.53	514	6
	針	833.98	290	5	1,159.18	467	8	1,441.50	528	7	796.11	268	3	1,090.19	460
総数	717.52	262	5	990.87	417	8	1,076.72	433	7	618.33	224	3	920.50	408	5
	717.52	262	5	990.87	417	8	1,076.72	433	7	618.33	224	3	920.50	408	5
	針	116.46	29	1	168.31	49	364.78	95	1	177.78	44	1	169.69	51	1
総数	833.98	284	5	1,159.18	444	7	1,441.50	520	7	796.11	264	3	1,090.19	445	5
	833.98	284	5	1,159.18	444	7	1,441.50	520	7	796.11	264	3	1,090.19	445	5
	針	717.52	256	5	990.87	395	7	1,076.72	424	7	618.33	221	3	920.50	394
総数	116.46	28	1	168.31	49	1	364.78	95	1	177.78	44	1	169.69	51	1
	116.46	28	1	168.31	49	1	364.78	95	1	177.78	44	1	169.69	51	1
	針	(25.68)			(67.20)		(32.09)			(13.94)			(45.79)		
総数		6			23			9			4			15	
		6			23			8			4			15	
	針	1													
総数	833.31	132	3	2,301.80	357	6	4,593.92	764	12	3,838.91	680	9	3,039.32	525	6
	833.31	132	3	2,301.80	357	6	4,593.92	764	12	3,838.91	680	9	3,039.32	525	6
	針	78.79	19	1	183.05	40	484.34	102	1	263.62	62	1	286.48	63	1
総数	754.52	112	2	2,118.75	317	6	4,109.58	662	11	3,575.29	618	9	2,752.84	463	6
	754.52	112	2	2,118.75	317	6	4,109.58	662	11	3,575.29	618	9	2,752.84	463	6
	針														
総数															
	針														
総数	45.36	14	1	105.67	32	1	85.62	34	1	64.51	20	1	66.13	20	1
	45.36	14	1	105.67	32	1	85.62	34	1	64.51	20	1	66.13	20	1
	針	11.08	6	1	15.17	9	32.09	13	1	14.87	6	1	15.14	7	1
総数	34.28	8	1	90.50	23	1	53.53	21	1	49.64	14	1	50.99	14	1
	34.28	8	1	90.50	23	1	53.53	21	1	49.64	14	1	50.99	14	1
	針	787.95	118	2	2,196.13	325	6	4,508.30	730	12	3,774.40	660	9	2,973.19	505
総数	67.71	14	1	167.88	32	1	452.25	88	1	248.75	55	1	271.34	56	1
	67.71	14	1	167.88	32	1	452.25	88	1	248.75	55	1	271.34	56	1
	針	720.24	104	2	2,028.25	294	6	4,056.05	641	11	3,525.65	604	8	2,701.85	449
竹林															
無立木地															

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	20 齢級			21 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	2,920.37	812	9	62,969.99	10,000	55
総数	総数	2,920.37	812	9	62,969.99	10,000
	針	1,133.27	495	6	7,578.77	1,545
	広	1,787.10	318	3	55,391.22	8,456
総数	総数	1,173.22	510	6	226.09	122
	針	978.90	456	6	199.31	113
	広	194.32	54		26.78	8
育単層成林	総数	1,173.22	505	6	226.09	120
	針	978.90	452	5	199.31	111
	広	194.32	54		26.78	8
人工林		(18.11)		(7.01)		
	総数		4			2
	針		4			2
立木地	総数	1,747.15	303	3	62,743.90	9,879
	針	154.37	39		7,379.46	1,432
	広	1,592.78	264	3	55,364.44	8,447
天然林	総数					
	針					
	広					
育単層成林	総数	33.79	13		32.37	35
	針	10.34	6		2.34	2
	広	23.45	8		30.03	33
天然生竹林	総数	1,713.36	289	3	62,711.53	9,844
	針	144.03	33		7,377.12	1,429
	広	1,569.33	256	3	55,334.41	8,414
無立木地						

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林・普通林・別森林・資源表

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区分	立木地										無立木地等				計						
	人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改種予定地	林地以外の地							
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計												
制限林	面積	86,782.11	318.51	87,100.62	153.36	8,830.98	8,984.34														
	材積	6,377.78		6,377.78	1,882.58	85,388.74	87,271.32														
	成長量	93,159.89	318.51	93,478.40	2,035.94	94,219.72	96,255.66														
	面積	16,715.374	91,791	16,807,165	53,561	1,729,494	1,783,211														
	材積	996,571	1,187	997,758	143,154	11,284,045	11,427,199														
普通林	面積	17,711,945	92,978	17,804,923	196,715	13,013,539	13,210,410														
	材積	755,193.2	1,900.7	757,093.9	817.3	10,016.9	10,836.9														
	成長量	11,951.8	6.4	11,958.2	3,087.2	110,309.4	113,396.6														
	面積	767,145.0	1,907.1	769,052.1	3,904.5	120,326.3	124,233.5														
	材積	9,386.69	4.33	9,391.02	2.22	167.10	169.32														
計	面積	337.85		337.85	35.49	2,668.44	2,703.93														
	材積	9,724.54	4.33	9,728.87	37.71	2,835.54	2,873.25														
	成長量	2,533.832	1,166	2,534,998	512	25,014	25,526														
	面積	61,080		61,080	4,531	270,435	274,966														
	材積	2,594,912	1,166	2,596,078	5,043	295,449	300,492														
計	面積	101,053.7	32.4	101,086.1	11.3	226.7	238.0														
	材積	730.6		730.6	88.8	3,889.2	3,978.0														
	成長量	101,784.3	32.4	101,816.7	100.1	4,115.9	4,216.0														
	面積	96,168.80	322.84	96,491.64	155.58	8,998.08	9,153.66														
	材積	6,715.63		6,715.63	1,918.07	88,057.18	89,975.25														
計	面積	102,884.43	322.84	103,207.27	2,073.65	97,055.26	99,128.91														
	材積	19,249,206	92,957	19,342,163	54,073	1,754,508	1,808,737														
	成長量	1,057,651	1,187	1,058,838	147,685	11,554,480	11,702,165														
	面積	20,306,857	94,144	20,401,001	201,758	13,308,988	13,510,902														
	材積	856,246.9	1,933.1	858,180.0	828.6	10,243.6	11,074.9														
計	面積	12,682.4	6.4	12,688.8	3,176.0	114,198.6	117,374.6														
	材積	868,929.3	1,939.5	870,868.8	4,004.6	124,442.2	128,449.5														
	成長量																				
	面積																				
	材積																				

注1 人工林及び天然林で点生木の林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										竹林	計	伐採跡地	未立木地	改種予定地	林地以外の地	計		
		人工林					天然林													
		育成層林	育成覆層林	計	育成層林	育成覆層林	天然生林	計												
能代市	面積	針	7,000.14	15.70	7,015.84	0.28	203.12	203.40	7,219.24											
		広	346.64		346.64	10.31	1,096.80	1,107.11	1,453.75											
	計	7,346.78	15.70	7,362.48	10.59	1,299.92	1,310.51	8,672.99											374.81	
	材積	針	1,694.952	5.457	1,700.409	102	106.634	106.736	1,807.145											
		広	67.524		67.524	1.763	156.240	158.003	225.527											
計	1,762.476	5.457	1,767.933	1.865	262.874	264.739	2,032.672												2,032.672	
成長量	針	育成層林	65,987.0	99.8	66,086.8	1.5	899.6	901.1	66,987.9											
		育成覆層林	976.0		976.0	34.5	2,113.8	2,148.3	3,124.3											
	計	66,963.0	99.8	67,062.8	36.0	3,013.4	3,049.4	70,112.2												
	広	育成層林	23,791.47	98.86	23,890.33	65.51	849.10	914.61	24,804.94											
		育成覆層林	2,557.69		2,557.69	685.05	12,108.76	12,793.81	15,351.50											
計	26,349.16	98.86	26,448.02	750.56	12,957.86	13,708.42	40,156.44	56.75											0.40	
大館市	面積	針	4,735.194	21,523	4,756.717	156	25,324	185,577	211,057	4,967.774										
		広	339,748	949	340,697	57.916	1,488,748	1,546,664	1,887,361											
	計	5,074,942	22,472	5,097,414	156	83,240	1,757,721	6,855,135												387
	材積	針	224,133.6	527.9	224,661.5	2.7	361.3	2,470.9	2,271,32.4											
		広	4,082.8	4.8	4,087.6	1,267.6	17,659.9	18,927.5	23,015.1											
計	228,216.4	532.7	228,749.1	2.7	1,628.9	19,766.8	21,398.4	250,147.5											58.7	
成長量	針	育成層林	1,349.75	18.35	1,368.10		162.39	162.39	1,530.49											
		育成覆層林	123.89		123.89	4.68	522.61	527.29	651.18											
	計	1,473.64	18.35	1,491.99	4.68	685.00	689.68	2,181.67												
	広	育成層林	302,749	5,803	308,552	64	62,696	62,760	371,312											
		育成覆層林	17,437	75	17,512	24	54,317	54,341	71,853											
計	320,186	5,878	326,064	88	117,013	117,101	443,165													
成長量	針	育成層林	11,504.4	115.2	11,619.6	0.6	395.8	396.4	12,016.0											
		育成覆層林	285.9	0.8	286.7	2.6	726.8	729.4	1,016.1											
	計	11,790.3	116.0	11,906.3	3.2	1,122.6	1,125.8	13,032.1												
	広	育成層林	16,440.56	36.59	16,477.15	14.80	1,263.26	1,278.06	17,755.21											
		育成覆層林	412.04		412.04	546.51	16,049.71	16,596.22	17,008.26											
計	16,852.60	36.59	16,889.19	561.31	17,312.97	17,874.28	34,763.47	4.71												
成長量	針	育成層林	2,743,851	10,987	2,754,838	3,402	200,141	203,543	2,958,381											
		育成覆層林	49,552		49,552	25,132	1,948,288	1,973,420	2,022,972											
	計	2,793,403	10,987	2,804,390	28,534	2,148,429	2,176,963	4,981,353												
	広	育成層林	138,389.0	263.5	138,652.5	60.7	1,003.3	1,064.0	139,716.5											
		育成覆層林	545.7		545.7	485.6	18,495.8	18,981.4	19,527.1											
計	138,934.7	263.5	139,198.2	546.3	19,499.1	20,045.4	159,243.6													
成長量	針	育成層林	166.27		166.27	1.49	4.80	6.29	172.56											
		育成覆層林	3.35		3.35	3.49	83.03	86.52	89.87											
	計	169.62		169.62	4.98	87.83	92.81	262.43												
	広	育成層林	45,935		45,935	346	1,889	2,235	48,170											
		育成覆層林	1,072		1,072	757	10,513	11,270	12,342											
計	47,007		47,007	1,103	12,402	13,505	60,512													
成長量	針	育成層林	1,569.8		1,569.8	3.6	28.1	31.7	1,601.5											
		育成覆層林	7.1		7.1	10.6	330.9	341.5	348.6											
	計	1,576.9		1,576.9	14.2	359.0	373.2	1,950.1												
	広	育成層林																		
		育成覆層林																		
計																				

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村	区分	立木地										無立木地等					計					
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改種予定地		林地以外の地	計			
		育成層林	育成覆層林	計	育成層林	育成覆層林	天然生林	計														
北秋田市	面積	針	23,685.96	50.62	23,736.58	17.64	3,800.45	3,818.09	27,554.67													
		広	1,684.64		1,684.64	349.45	26,560.25	26,909.70	28,594.34													
	材積	針	25,370.60	50.62	25,421.22	367.09	30,360.70	30,727.79	56,149.01	1.27	124.61											
		広	4,674.039	15,247	4,689,286	10,562	669,395	679,957	5,369,243													
	成長量	針	265,888	163	266,051	25,556	3,598,559	3,624,115	3,890,166													
		広	4,939,927	15,410	4,955,337	36,118	4,267,954	4,304,072	9,259,409													
	面積	針	215,404.9	350.1	215,755.0	172.5	2,333.3	2,505.8	218,260.8	0.2	218,261.0											
		広	2,904.3	0.8	2,905.1	463.1	35,164.7	35,627.8	38,532.9													
	材積	針	218,309.2	350.9	218,660.1	635.6	37,498.0	38,133.6	256,793.7													
		広	2,492.06	31.96	2,524.02		28.36	28.36	2,552.38													
小坂町	面積	針	86.95	31.96	86.95	91.74	7,300.02	7,391.76	7,478.71													
		広	2,579.01	31.96	2,610.97	91.74	7,328.38	7,420.12	10,031.09	6.70	408.81											
	材積	針	503,343	9,267	512,610		4,743	4,743	517,353													
		広	7,271	9,267	7,271	4,172	956,906	961,078	968,349													
	成長量	針	510,614	9,267	519,881	4,172	961,649	965,821	1,485,702													
		広	20,475.3	147.1	20,622.4		39.2	39.2	20,661.6													
	面積	針	93.8		93.8	78.2	6,534.1	6,612.3	6,706.1													
		広	20,569.1	147.1	20,716.2	78.2	6,573.3	6,651.5	27,367.7													
	材積	針	7,702.58	8.67	7,711.25	4.32	1,769.93	1,774.25	9,485.50													
		広	482.72		482.72	45.15	7,199.61	7,244.76	7,727.48													
成長量	針	8,185.30	8.67	8,193.97	49.47	8,969.54	9,019.01	17,212.98														
	広	1,452.139	2,404	1,454,543	473	331,975	332,448	1,786,991														
上小阿仁村	面積	針	88,473	2,404	88,473	4,038	1,006,197	1,010,235	1,098,708													
		広	1,540,612	2,404	1,543,016	4,511	1,338,172	1,342,683	2,885,699													
	材積	針	62,930.2	39.0	62,969.2	12.7	1,770.8	1,783.5	64,752.7													
		広	1,170.5		1,170.5	117.5	8,934.2	9,051.7	10,222.2													
	成長量	針	64,100.7	39.0	64,139.7	130.2	10,705.0	10,835.2	74,974.9													
		広	5,278.62	19.73	5,298.35	3.01	523.33	526.34	5,824.69													
	面積	針	426.74		426.74	79.25	10,693.63	10,772.88	11,199.62													
		広	5,705.36	19.73	5,725.09	82.26	11,216.96	11,299.22	17,024.31	5.36	1,107.79											
	材積	針	1,176,676	6,279	1,182,955	499	104,942	105,441	1,288,396													
		広	87,685		87,685	6,734	1,489,738	1,496,472	1,584,157													
成長量	針	1,264,361	6,279	1,270,640	7,233	1,594,680	1,601,913	2,872,553														
	広	48,311.3	130.4	48,441.7	8.2	580.8	589.0	49,030.7														
藤里町	面積	針	1,148.6		1,148.6	272.0	12,421.7	12,693.7	13,842.3													
		広	49,459.9	130.4	49,590.3	280.2	13,002.5	13,282.7	62,873.0													
	材積	針	2,168.37	9.24	2,177.61	13.33	24.92	38.25	2,215.86													
		広	101.51		101.51	15.64	127.50	143.14	244.65													
	成長量	針	2,269.88	9.24	2,279.12	28.97	152.42	181.39	2,460.51													
		広	614,111	3,251	617,362	4,957	8,123	13,080	630,442													
	面積	針	21,926		21,926	3,819	17,043	20,862	42,788													
		広	636,037	3,251	639,288	8,776	25,166	33,942	673,230													
	成長量	針	18,503.3	54.6	18,557.9	59.5	70.7	130.2	18,688.1													
		広	267.6		267.6	64.9	310.3	375.2	642.8													
材積	針	18,770.9	54.6	18,825.5	124.4	381.0	505.4	19,330.9														
	広																					

(面積：h a., 材積：m³, 成長量：m³/年)

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 覆層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

区分	市町村							単位	面積 : ha
	龍代市	大館市	男鹿市	鹿角市	潟上市	北秋田市			
水源かん養保安林	6,640.17	35,460.15		33,931.80				51,147.02	
土砂流出防備保安林	428.55	3,362.74		73.50				372.19	
土砂崩壊防備保安林								88.82	
飛砂防備保安林	333.33								
防風保安林									
水害防備保安林									
潮害防備保安林	(23.29)								
干害防備保安林		378.28		17.76			220.36		
防雪保安林									
防霧保安林									
なだれ防止保安林	1.86							91.73	
落石防止保安林									
防火保安林									
魚つき保安林									
航行目標保安林									
保健保安林	(289.41)								
風致保安林	98.01	(73.79)	(42.76)	(2,535.22)				(2,079.95)	
計	(312.70)	7,501.92	(42.76)	595.89	522.39			187.83	
保安施設地区									
砂防指定地		133.34							
特別保護地区									
第一種特別地域									
第二種特別地域									
第三種特別地域									
地種区分未定地域									
計									
特別保護地区									
第一種特別地域			(21.84)						
第二種特別地域			(325.59)		37.44				
第三種特別地域			(217.72)		292.97				
地種区分未定地域			(30.74)		1,336.97				
計			(595.89)		1,667.38				
都									
第二種特別地域		(106.28)							
自然	(65.40)	1.57							
府		(686.25)							
第三種特別地域		47.89							
公		(1,052.89)							
果									
地種区分未定地域									
計	(65.40)	49.46							
国立		(1,845.42)							
原生自然環境保全地域									
自然環境保全地域特別地区									
都道府県自然環境保全地域特別地区									
鳥獣保護区特別保護地区									
緑地保全地区									
風致地区									
特別母樹林		(37.45)							
史跡名勝天然記念物	(19.03)		(3.77)						
種の保存法による管理地区									
その他									
合計	(397.13)	7,684.72	(642.42)	2,263.27	34,357.57		220.36	(18,144.60)	
		39,694.28	(642.42)	34,357.57				52,618.32	

単位 面積 : ha

区分	市町村							合計
	小坂町	上小阿仁村	藤里町	三種町	八峰町	五城目町		
水源かん養保安林	10,186.14	15,919.41	15,888.29	1,399.09	3,603.78		7,323.65	
土砂流出防備保安林		1,036.79	1,504.12		(32.15)	6.02	7.26	
土砂崩壊防備保安林								
飛砂防備保安林								
防風保安林								
水害防備保安林								
潮害防備保安林								
干害防備保安林								
防雪保安林								
防霧保安林								
なだれ防止保安林		53.91	16.53					
落石防止保安林								
防火保安林								
魚つき保安林								
航行目標保安林		(177.16)	(16.53)		102.24			
保健保安林	(2,694.19)							
風致保安林								
計	(2,694.19)	(177.16)	(16.53)	1,399.09	(32.15)	3,712.04	7,330.91	
保安施設地区								
砂防指定地	(104.68)	(43.73)	196.87	35.31	(7.71)	94.39	183.87	
特別保護地区	(387.63)	0.41						
第一種特別地域	(2,433.50)	23.75						
第二種特別地域	(468.99)	4.47						
第三種特別地域								
地種区分未定地域	(3,290.12)	28.63						
計								
特別保護地区								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計								
都府県立		(130.37)	(283.40)				(43.63)	
第一種特別地域		(382.33)	(81.96)				(435.88)	
第二種特別地域		10.94	3.06		(185.06)	0.14	1.97	
第三種特別地域		7.67	(847.62)		(578.18)		(486.97)	
地種区分未定地域			0.70				6.25	
計		(3,471.91)	18.61	(1,212.98)	(763.24)	0.14	(966.48)	
原生自然環境保全地域								
自然環境保全地域特別地区			(2,465.50)					
都道府県自然環境保全地域特別地区								
鳥獣保護区特別保護地区	(2,644.04)							
緑地保全地区								
風致地区								
特別母樹林								
史跡名勝天然記念物	(2,644.04)							
種の保存法による管理地区								
その他								
合計	(11,377.07)	10,325.25	(3,692.80)	17,084.41	(3,786.69)	17,609.57	7,523.00	

区分		市町村				
		井川町	合計			
保	水源かん養保安林		181,499.50			
	土砂流出防備保安林	25.42	(32.15)	7,118.77		
	土砂崩壊防備保安林			88.82		
	飛砂防備保安林			333.33		
	防風保安林					
	水害防備保安林		(23.29)			
	潮害防備保安林	965.13		1,581.53		
	干害防備保安林					
	防雪保安林					
	防霧保安林			164.03		
安	なだれ防止保安林					
	落石防止保安林					
	防火保安林					
	魚つき保安林					
	航行目標保安林					
	保健保安林		(7,866.25)	388.08		
	風致保安林		(42.76)	522.39		
	計	990.55	(7,964.45)	191,696.45		
	保安施設地区		(0.10)			
	砂防指定地		(308.49)	1,712.24		
国	特別保護地区		(595.88)	0.41		
	第一種特別地域		(2,783.43)	34.32		
	第二種特別地域		(1,723.91)	16.41		
	第三種特別地域		(828.21)	7.54		
	地種区分未定地域					
	計		(5,931.43)	58.68		
	特別保護地区		(21.84)			
	第一種特別地域		(325.59)	37.44		
	第二種特別地域		(217.72)	292.97		
	第三種特別地域		(30.74)	1,336.97		
園	地種区分未定地域					
	計		(595.89)	1,667.38		
	第一種特別地域		(933.24)	0.19		
	第二種特別地域		(4,692.68)	21.62		
	第三種特別地域		(16,791.28)	455.71		
	地種区分未定地域					
	計		(22,417.20)	477.52		
	原生自然環境保全地域					
	自然環境保全地域特別地区		(2,465.50)			
	都道府県自然環境保全地域特別地区					
鳥獣保護区特別保護地区		(4,114.03)				
林	緑地保全地区					
	風致地区					
	特別母樹林		(109.26)			
	史跡名勝天然記念物		(3,354.84)			
	種の保存法による管理地区					
	その他					
	合計	990.55	(47,261.19)	195,612.27		

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	マツ類	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
総数	19,039	3	35	1,265	637	558	6,258	6,281
人工林	18,023	3	-	1,238	521	5	5	1,050
天然林	1,016	-	35	27	116	553	6,252	5,232

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	544.86
能代市	3.37
大館市	111.62
男鹿市	9.53
鹿角市	218.01
潟上市	0.09
北秋田市	92.87
小坂町	60.68
上小阿仁村	19.10
藤里町	17.28
三種町	2.31
八峰町	0.61
五城目町	9.21
井川町	0.18

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風水害			雪 害			病虫害			獣類害			火 災		
	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18
総 数	4	4	-	-	11	3	25	6	6	-	-	-	-	-	-
能 代 市	-	-	-	-	9	-	25	6	6	-	-	-	-	-	-
大 館 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 角 市	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男 鹿 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 坂 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上小阿仁村	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 種 町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 峰 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藤 里 町	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：「東北森林管理局事業統計書」

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	専従 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	6組合	14,934	115	718,746	94,675	
森 林 組 合	鹿角市 小坂町	鹿角	1,977	9	45,780	9,889
	大館市 北秋田市 上小阿仁村	大館北秋田	6,986	61	352,893	47,777
	能代市 三種町 八峰町 藤里町	白神	4,370	28	213,977	25,685
	男鹿市 潟上市(旧天王町)	男鹿	618	9	42,399	3,533
	五城目町 八郎潟町	五城目	712	6	60,561	6,280
	潟上市(旧昭和町, 旧飯田川町) 井川町	湖東	271	2	3,136	1,511
	総数	組合	4,101	-	516,868	7,982
生 産 森 林 組 合	能代市	槐四日市	60	-	1,980	42
		久喜沢	63	-	18,997	350
		二ッ井町小繁	100	-	12,100	49
	大館市	粕田	78	-	3,432	168
		清水川	27	-	1,148	65
		中羽立	35	-	87	88
		岩本	30	-	1,984	100
		橋桁	29	-	1,467	55
		寺ノ沢	35	-	11,702	86
		松原	61	-	5,642	155
白沢	133	-	20,540	391		
陣場	67	-	5,455	103		

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	専従 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考	
生 産 森 林 組 合	大 館 市	長走	43	-	874	106		
		大滝	110	-	2,664	19		
		大葛	47	-	36,093	378		
		猿間	54	-	6,705	52		
		花岡	324	-	7,422	98		
		羽立	30	-	10,240	63		
		越山	31	-	13,764	87		
	鹿 角 市	尾去	26	-	2,460	21		
		蟹沢	25	-	1,664	29		
		永田	31	-	6,669	225		
		長内	44	-	9,856	220		
		熊沢	44	-	4,700	64		
		長牛	60	-	7,440	133		
		西道口下モ平	76	-	4,484	73		
		大里	137	-	11,357	123		
	北 秋 田 市	水沢	44	-	8,742	112		
		本城	154	-	8,932	74		
		幸屋	30	-	1,525	99		
		幸屋渡	61	-	7,208	72		
		打当	24	-	1,345	87		
		荒瀬	106	-	3,846	109		
		三木田摩当	95	-	13,875	172		
		三木田	69	-	14,859	152		
	湯 上 市	木戸石	144	-	20,736	214		
		昭和町山田	18	-	12,562	94		
		三種町	鹿渡新屋敷	154	-	5,322	56	
		八 峰 町	塙上下郷中	317	-	70,046	1,802	
			峰浜村石川	179	-	57,720	990	
藤 里 町		粕毛薄井沢	60	-	4,816	55		
五 城 目 町		浅見内	121	-	21,166	166		
井 川 町		今戸	101	-	4,545	89		
		施田寺沢植林	35	-	5,644	42		
		井内	88	-	4,708	17		
		赤沢山	501	-	38,345	237		

資料：「平成17年度 森林組合の概況」(秋田スギ振興課)

イ 事業内容及び活動状況等

単位 販売・利用：m³ 利用：ha

森林組合名	販売 (立木・木材)	林産 (木材)	利用 (新植)	利用 (保育)	備考
総数	122,468	29,285	130	4,948	
鹿角	697	1,171	2	1,508	
大館北秋田	96,116	19,839	54	2,360	
白神	19,342	2,685	37	394	
男鹿	-	4,380	20	148	
五城目	5,600	1,167	17	442	
湖東	713	43	-	96	

資料：「平成17年度 森林組合の概況」(秋田スギ振興課)

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分	造林業	素材 生産業	木材卸売業	木材・木製品 製造業
総数	61	55	7	195
能代市	7	5	2	79
大館市	8	13	2	36
男鹿市	1	1	-	3
鹿角市	8	8	1	14
潟上市	-	-	-	5
北秋田市	8	17	1	21
小坂町	1	1	-	1
上小阿仁村	3	5	-	5
藤里町	5	1	-	4
三種町	1	-	-	10
八峰町	8	-	-	5
五城目町	10	4	1	9
八郎潟町	-	-	-	-
井川町	1	-	-	3
大潟村	-	-	-	-

資料：1 造林業及び素材生産業は、「2000世界農林業センサス」

2 木材卸売業、木材・木製品製造業は、「木材需給と木材・木工業」(18年度版)

(3) 林業労働力の概況

単位 人

市町村別	総数	森林管理署	市町村	森林組合	組合団体	会社	その他
総数	781	277	3	170	33	233	65
能代市	71	34	-	37	-	-	-
大館市	174	63	-	29	-	67	15
男鹿市	41	4	-	-	33	4	-
鹿角市	92	42	-	3	-	34	13
潟上市	-	-	-	-	-	-	-
北秋田市	260	81	-	71	-	89	19
小坂町	7	2	-	-	-	5	-
上小阿仁村	72	23	3	6	-	30	10
藤里町	25	23	-	2	-	-	-
三種町	18	3	-	15	-	-	-
八峰町	16	1	-	7	-	-	8
五城目町	-	-	-	-	-	-	-
八郎潟町	5	1	-	-	-	4	-
井川町	-	-	-	-	-	-	-
大潟村	-	-	-	-	-	-	-

資料：2000年世界農林業センサス（都道府県別総計書-林業編 年間150日以上雇われて林業に従事したもの）

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総数	備考
フェラーバンチャ	-	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	4	けん引式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
プロセッサ	31	枝払・玉切りする自走式機械
ハーベスタ	6	伐倒・枝払い・玉切り機械
フォワード	57	積載式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
タワーヤダ	4	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤダ	2	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備

資料：東北森林管理局販売課（H19.9現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	447	706	1,154	353	1,018	1,371	79	144	119
針 葉 樹	402	705	1,107	325	1,011	1,336	81	143	121
広 葉 樹	45	1	47	28	7	35	62	700	74

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,085	1,505	72	955	808	85	1,130	697	62

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
総 数	67.9	34.6	51

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	151,690	34,044	22	-	11	-
水源かん養	147,560	32,176	22	-	3	-
災害防備	481	1,868	388	-	7	-
保健、風致の保存等	3,649	-	-	-	1	-

イ 保安施設地区の指定

該当なし

ウ 保安施設事業

単位 地区

	面 積	
	計 画	実 行
総 数	111	33

注 計画は10ヵ年分

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅，別荘，工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	0.71	182.90	183.61

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
117.74	-	158.72	276.46

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha 延長：km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立 木材積	総数	総数	2,094	2,533	2,539	2,577	2,597	2,640	2,690	2,754
		針葉樹	2,085	2,526	2,532	2,569	2,590	2,632	2,682	2,745
		広葉樹	9	8	8	8	8	8	8	9
	主伐	総数	275	646	567	561	678	792	952	1,081
		針葉樹	266	639	559	553	671	785	944	1,072
		広葉樹	9	8	8	8	8	8	8	9
	間伐	総数	1,819	1,887	1,972	2,016	1,919	1,848	1,739	1,673
		針葉樹	1,819	1,887	1,972	2,016	1,919	1,848	1,739	1,673
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	1,045	1,107	1,380	1,244	1,443	1,872	2,417	2,849	
	人工造林	584	751	965	875	967	1,189	1,555	1,911	
	天然更新	461	356	415	369	476	683	862	938	
林道開設延長		77.8	23.6							

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m³

区分	面積														材積
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上			
I 分期	総数	202,336	3,475	8,995	18,035	34,197	35,341	14,313	2,161	5,128	10,670	7,050	62,970	33,912	
	人工林	103,207	1,955	5,921	15,327	27,984	31,109	13,109	1,082	1,993	2,238	2,263	226	20,401	
	育成単層林	102,884	1,865	5,696	15,319	27,984	31,109	13,109	1,082	1,993	2,238	2,263	226	20,307	
	育成複層林	323	90	225	8	0	0	0	0	0	0	0	0	94	
	天然林	99,129	1,520	3,075	2,709	6,213	4,232	1,204	1,078	3,135	8,433	4,786	62,744	13,511	
	育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	2,074	712	651	120	81	52	10	15	151	150	100	32	202		
天然生林	97,055	808	2,424	2,589	6,132	4,180	1,195	1,064	2,984	8,283	4,687	62,712	13,309		
II 分期	総数	202,218	1,810	5,930	13,117	23,911	40,722	24,898	4,770	2,922	9,674	8,768	65,697	38,166	
	人工林	103,197	1,315	3,219	10,660	19,564	34,011	23,050	3,860	1,471	2,662	1,922	1,462	24,792	
	育成単層林	102,427	1,247	3,078	10,516	19,548	33,931	23,001	3,828	1,409	2,563	1,862	1,443	24,507	
	育成複層林	769	68	141	143	17	80	49	32	62	99	60	19	285	
	天然林	99,021	495	2,710	2,457	4,346	6,711	1,848	910	1,451	7,012	6,845	64,235	13,374	
	育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	2,141	350	621	504	107	63	30	5	59	198	117	87	125		
天然生林	96,880	145	2,089	1,953	4,239	6,648	1,818	905	1,392	6,814	6,728	64,148	13,249		
III 分期	総数	201,490	1,898	3,455	8,978	18,031	34,140	34,050	13,469	2,120	5,231	10,537	69,580	41,136	
	人工林	102,179	1,377	1,949	5,927	15,335	27,961	29,832	12,309	1,051	1,924	2,102	2,412	26,891	
	育成単層林	101,394	1,295	1,859	5,704	15,299	27,931	29,748	12,271	1,007	1,829	2,056	2,395	26,602	
	育成複層林	785	82	90	223	36	29	84	39	44	95	46	17	290	
	天然林	99,311	521	1,506	3,050	2,696	6,179	4,219	1,159	1,070	3,307	8,435	67,168	14,244	
	育成単層林	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	2,434	393	690	630	121	71	54	9	15	151	145	155	146		
天然生林	96,876	127	816	2,420	2,575	6,108	4,165	1,150	1,055	3,156	8,290	67,014	14,098		
IV 分期	総数	201,158	2,469	1,810	5,930	13,095	23,878	40,268	22,959	4,578	2,918	9,454	73,799	43,438	
	人工林	101,651	1,813	1,315	3,219	10,660	19,564	33,582	21,151	3,670	1,313	2,442	2,920	28,869	
	育成単層林	100,750	1,619	1,247	3,078	10,516	19,548	33,503	21,102	3,638	1,252	2,343	2,903	28,564	
	育成複層林	901	194	68	141	143	17	80	49	32	62	99	17	305	
	天然林	99,507	655	495	2,710	2,435	4,314	6,686	1,807	908	1,605	7,012	70,879	14,569	
	育成単層林	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	2,626	485	350	621	504	107	63	30	5	60	198	203	169		
天然生林	96,879	169	145	2,089	1,931	4,207	6,623	1,777	903	1,545	6,814	70,675	14,400		
V 分期	総数	200,790	2,605	1,898	3,455	8,961	18,020	33,570	33,359	12,410	2,133	5,130	79,248	45,429	
	人工林	101,049	2,020	1,377	1,949	5,927	15,335	27,431	29,148	11,282	893	1,824	3,864	30,659	
	育成単層林	99,950	1,660	1,295	1,859	5,704	15,299	27,401	29,064	11,243	849	1,729	3,847	30,346	
	育成複層林	1,099	360	82	90	223	36	29	84	39	44	95	17	313	
	天然林	99,740	585	521	1,506	3,033	2,685	6,139	4,211	1,129	1,239	3,307	75,384	14,770	
	育成単層林	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	2,853	419	393	690	630	121	71	54	9	44	151	271	197		
天然生林	96,884	164	127	816	2,403	2,564	6,068	4,157	1,120	1,196	3,156	75,113	14,573		
VI 分期	総数	200,360	3,019	2,469	1,810	5,930	13,073	23,811	39,460	21,434	4,344	2,859	82,152	47,162	
	人工林	100,165	2,179	1,813	1,315	3,219	10,660	19,529	32,787	19,658	3,282	1,254	4,468	32,077	
	育成単層林	98,655	1,505	1,619	1,247	3,078	10,516	19,513	32,707	19,609	3,250	1,193	4,416	31,765	
	育成複層林	1,511	674	194	68	141	143	17	80	49	32	62	52	312	
	天然林	100,195	840	655	495	2,710	2,413	4,282	6,674	1,775	1,062	1,605	77,684	15,085	
	育成単層林	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	3,308	683	485	350	621	504	107	63	30	34	60	373	213		
天然生林	96,879	152	169	145	2,089	1,909	4,175	6,611	1,745	1,029	1,545	77,311	14,872		
VII 分期	総数	200,040	4,090	2,605	1,898	3,455	8,943	18,009	33,379	31,345	11,237	2,093	82,986	48,955	
	人工林	99,166	2,804	2,020	1,377	1,949	5,927	15,335	27,273	27,152	10,004	853	4,471	33,082	
	育成単層林	96,849	1,508	1,660	1,295	1,859	5,704	15,299	27,244	27,068	9,965	809	4,437	32,783	
	育成複層林	2,317	1,296	360	82	90	223	36	29	84	39	44	34	299	
	天然林	100,874	1,286	585	521	1,506	3,016	2,674	6,105	4,194	1,233	1,239	78,515	15,874	
	育成単層林	10	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	3,984	1,132	419	393	690	630	121	71	54	10	44	422	240		
天然生林	96,880	148	164	127	816	2,386	2,553	6,034	4,140	1,223	1,196	78,093	15,634		
VIII 分期	総数	199,705	5,508	3,019	2,469	1,810	5,930	13,001	23,383	37,302	19,724	4,196	83,364	49,601	
	人工林	98,034	3,880	2,179	1,813	1,315	3,219	10,610	19,133	30,651	17,849	3,135	4,249	33,604	
	育成単層林	94,338	1,608	1,505	1,619	1,247	3,078	10,466	19,117	30,571	17,800	3,103	4,222	33,320	
	育成複層林	3,696	2,272	674	194	68	141	143	17	80	49	32	27	284	
	天然林	101,672	1,628	840	655	495	2,710	2,391	4,250	6,651	1,875	1,061	79,115	15,996	
	育成単層林	13	6	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成複層林	4,783	1,474	683	485	350	621	504	107	63	31	34	431	272		
天然生林	96,874	150	148	164	127	816	2,369	2,542	6,000	4,247	1,183	79,128	15,897		
IX 分期	総数	199,550	6,818	4,090	2,605	1,898	3,455	8,890	17,485	31,048	29,244	10,742	83,274	50,027	
	人工林	97,067	5,054	2,804	2,020	1,377	1,949	5,891	14,822	24,977	24,942	9,550	3,682	33,795	
	育成単層林	91,625	1,878	1,508	1,660	1,295	1,859	5,668	14,786	24,947	24,858	9,511	3,655	33,504	
	育成複層林	5,442	3,176	1,296	360	82	90	223	36	29	84	39	27	290	
	天然林	102,483	1,764	1,286	585	521	1,506	2,999	2,663	6,071	4,302	1,192	79,592	16,233	
	育成単層林	16	6	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
育成複層林	5,593	1,609	1,132	419	393	690	630	121	71	55	10	464	335		
天然生林	96,874	150	148	164	127	816	2,369	2,542	6,000	4,247	1,183	79,128	15,897		

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

7 その他

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	計画期間	備 考
平成3年12月	一斉樹立	自平成4年4月1日 至平成10年3月31日	6年	
平成4年12月	經常樹立	自平成5年4月1日 至平成15年3月31日	10年	
平成9年12月	經常樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成10年12月	一斉樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成13年12月	一斉樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成14年12月	經常樹立	自平成15年4月1日 至平成25年3月31日	10年	
平成19年12月	經常樹立	自平成20年4月1日 至平成30年3月31日	10年	
平成23年12月	一斉樹立	自平成20年4月1日 至平成30年3月31日	10年	

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	飯島 康夫	平成23年4月～12月
流域管理指導官	小森 哲也	平成23年5月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成23年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成23年4月～12月
森林施業調整官	相馬 勝則	平成23年4月～12月
企画官	加賀 誠	平成23年4月～12月
企画係長	工藤 信彦	平成23年4月～12月
経営計画第一係長	見市 貴司	平成23年4月～7月
経営計画第一係	安藤 菜穂	平成23年4月～5月
経営計画第二係長	劔持 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第三係長	鈴木 春美	平成23年4月～5月
経営計画第三係長	中村 誠	平成23年5月～12月
経営計画第四係長	松浦 博文	平成23年4月～5月
経営計画第四係長	田畑 良輝	平成23年5月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第六係長	太田 正孝	平成23年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成23年5月～12月
計画課付	高橋 良次	平成23年8月～12月